



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年1月31日(火) 第10070号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県事務委任規則の一部を改正する規則(総務課)	2
○群馬県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(都市計画課)	2
告 示	
○土壌汚染対策法による区域指定の解除(環境保全課)	5
○出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示の一部改正(会計管理課)	5
訓 令	
○群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令(総務課)	6
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施(教育委員会管理課)	7

規則

群馬県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第一号

群馬県事務委任規則の一部を改正する規則

群馬県事務委任規則(昭和四十三年群馬県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

別表第十の三十の項中「恩給」の下に「並びに会計年度任用職員の報酬、給料、職員手当等、共済費(地方公務員共済組合に対する負担金に限る。)及び旅費(通勤に係る費用弁償に限る。)」を加え、同表三十二の項中「(会計年度任用職員を除く。)」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第二号

群馬県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県屋外広告物条例施行規則(昭和四十四年群馬県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の三の項中「(一)に規定する道路から」を「(一)から(四)までに規定する道路からそれぞれ」に改め、同項(一)中「安中市下秋間字吉ヶ谷津四千四百五十九番地先から同市安中三丁目字谷津二千六百四十七番の一地先」を「安中市下秋間字吉ヶ谷津四千五百十六番三地先から同市安中字米山千八百七十九番三地先」に改め、「中心線から」の下に「両側」を加え、同項中(一)を(二)とし、その前に次のように加える。

(一) 都市計画画道路三・六・十号南北中央幹線のうち安中市下秋間字二反田四千七百五十七番一地从先から同市下秋間字吉ヶ谷津四千五百十六番三地先までの区間別表第一の二の三の項に次のように加える。

(二) 都市計画画道路三・六・十号南北中央幹線のうち安中市安中字米山千八百七十九番三地先から同市安中字俣上地内の信越本線との交点までの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(四) 都市計画画道路三・六・十号南北中央幹線のうち安中市安中字俣上地内の信越本線との交点から同市上間仁田二百八十八番一地从先までの区間の道路の中心線

から両側三百メートル以内の区域

別表第一の二の三の項備考中「三の項の(一)を「三の項の(一)から(四)まで」に、「第十八条第一項又は」を「第十八条第一項若しくは」に改め、「もの」の下に「又は都市計画画法第二十条第二項の規定により縦覧に供された図書(当該図書に変更があったときは、その変更後のもの)」を加え、同表五の項(一)及び(二)中「ハ及びニ」を「ニから(四)まで」に改め、同表六の項(一)の表下欄中「三の項の(一)に規定する区域内において、それぞれ一の項の(一)から(四)まで及び二の項の(一)から(四)まで」を「三の項の(一)から(四)まで」に改め、同欄中トをリとし、ヘをチとし、ホをトとし、ニをホとし、その次に次のように加える。

ヘ 三の項の(二)から(四)までに規定する道路に向けて自家広告物(使用する色(無彩色を除く。)が五色以内であり、一面当たりの写真の面積が当該写真が表示されている一面の表示面積の二分の一以内であり、かつ、光源の点滅がないものに限る。)を表示し、又は設置する場合

別表第一の二の六の項(一)の表下欄中ハをニとし、同欄口の次に次のように加える。
ハ 主として三の項の(二)から(四)までに規定する道路以外の道路に向けて広告物等を表示し、又は設置することが明らかなる場合
別表第一の二の六の項(二)口の表中

自家公 告物等 以外	表示面 積	一壁面における表示面積の合計は、当該壁面面積の三分の一以下、かつ、一面三・三平方メートル以下
	広告物 の高 さ	上端の地上からの高さは、十メートル以下

を
に改め、同項(一)への表中

「(一)の表下欄へ」を「(一)の表下欄チ」に改め、同項中(一)へを(二)チとし、同項(二)ホの表中「(一)の表下欄ホ」を「(一)の表下欄ト」に改め、同項中(二)ホを(二)トとし、同項(二)の表中「(一)の表下欄ニ」を「(一)の表下欄ホ」に、

壁面広告物	自家公 告物等	広告物 等の高 ル以下	上端の地上からの高さは、八メートル以下
-------	------------	-------------------	---------------------

電光掲示物 建築物敷地及び駐車の場内植込物	建築物敷地及び駐車の場内植込物	建築物敷地及び駐車の場内植込物			突出広告物	建築物敷地及び駐車の場内植込物		区分	特例基準
		広告塔及び	自家広告物等	自家広告物等		自家広告物等	自家広告物等		
道路の沿線に植えするもの	建築物敷地を利用するもの	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等
		自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等
		自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等

中(二)を(一)ホとし、同表の次に次の一表を加える。
 へ(一)の表下欄への場合

突出広告物	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等
自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等
自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等
自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等

に改め、同項を

道路及び鉄道沿線の植込物	建築物敷地及び駐車の場内植込物	建築物敷地及び駐車の場内植込物			突出広告物	建築物敷地及び駐車の場内植込物		区分	特例基準
		自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等		自家広告物等	自家広告物等		
道路の沿線に植えするもの	建築物敷地を利用するもの	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等
自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等
自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等

別表第一の二の六の項(ハ)の表中「(一)の表下欄ハ」を「(一)の表下欄二」に改め、同項中(二)ハを(二)ニとし、同項(二)ロの表の次に次の一表を加える。
 ハ(一)の表下欄への場合

アーチ広告物	自家広告物等	自家広告物等
自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等
自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等
自家広告物等	自家広告物等	自家広告物等

附則
この規則は、令和五年四月一日から施行する。

アドバルーン	アーチ広告物	電光掲 示板等		等
		道路の沿線 に建植えす るもの	建築物及び 敷地 を利用する もの	鉄道の沿線 を利用する 広告塔及び 広告板
自家広告物等及 び自家広告物等 以外	自家広告物等及 び自家広告物等 以外	自家広告物等以 外	自家広告物等以 外	自家広告物等以 外
広告物等を表示し、又は設置しては ならない。	広告物等を表示し、又は設置しては ならない。	広告物等を表示し、又は設置しては ならない。	広告物等を表示し、又は設置しては ならない。	広告物等を表示し、又は設置しては ならない。

■ 告 示

◎群馬県告示第29号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和4年群馬県告示第193号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、当該指定を次のとおり解除する。

令和5年1月31日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除する区域 藤岡市東平井字打越1349番の一部、1352番の一部、1353番の一部、1355番1の一部、1355番2の一部、1360番の一部、1361番の一部、1364番の一部、1365番の一部、1371番の一部、1373番の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

◎群馬県告示第30号

出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示(平成19年群馬県告示第170号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和5年1月31日

群馬県知事 山本 一 太

3の項イ中「恩給」の次に「並びに会計年度任用職員の報酬、給料、職員手当等、共済費(地方公務員共済組合に対する負担金に限る。)及び旅費(通勤に係る費用弁償に限る。)」を加え、同項エ中「(会計年度任用職員を除く。)」を削る。

■ 訓 令

群馬県訓令甲第一号

県庁
地域機関
専門機関

群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年一月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令

群馬県事務専決規程(昭和四十三年群馬県訓令甲第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二課長専決事項の欄第五十八号中「及び第八条第一項」及び「並びに支給」を削る。

別表第三第三号の表総務部の部総務事務管理課の項第六号に次のように加える。

(二) 第十七条第一項の規定により読み替えて適用する第八条第一項の規定により、会計年度任用職員の児童手当の支給を行うこと。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和5年1月31日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 県立学校基本ソフトウェアライセンス 4, 936（ライセンス数は、教育対象ユーザーカウントによる。）
- (2) 調達案件の仕様等 マイクロソフト社教育機関向け総合契約（EES）（詳細は、入札説明書による。）
- (3) ライセンス有効期間 令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで
- (4) 履行場所 群馬県教育委員会事務局管理課
- (5) 入札方法 上記(1)の件名を入札に付する。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

なお、この公告日現在で資格者名簿に登録されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和5年2月15日（水）までに群馬県会計局会計管理課に入札参加資格審査申請を行い、同年3月3日（金）午後4時までに、資格者名簿の登録を確認し、群馬県教育委員会事務局管理課へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加するのに支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による県の入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (7) 当該調達物品について、相当期間の販売実績を有することを証明した者であること。
- (8) 日本国内において、県教育委員会が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県教育委員会事務局管理課県立学校財務係 電話027-226-4545（ダイヤルイン）

(2) 入札説明書の交付方法 令和5年2月1日（水）から同月13日（月）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。

なお、入札説明書は、無料とする。

(3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県教育委員会が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格の確認結果は、令和5年3月6日（月）までに一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知する。

ア 添付書類 本件調達ライセンスについて、販売を行った実績を有することを証明する書類及び担当者届

イ 申請書等の提出期限 令和5年3月3日（金）午後5時まで（書類提出受付は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

ウ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記イの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「基本ソフトウェアライセンス契約に係る資格確認申請書在中」と朱書きすること。

エ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 令和5年3月14日（火）午前10時 群馬県庁舎21階211会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月13日（月）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県教育委員会事務局管理課長宛て親展で必着のこと。また、確認通知書の写しを入札書に同封し、二重封筒の表封筒に「基本ソフトウェアライセンス契約に係る入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 入札の停止 令和5年度群馬県一般会計予算が議決されなかった場合は、本件入札について停止等を行うことがある。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 この公告に示した物品等を提供できると群馬県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第169条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) 落札決定の効果 当該入札の落札決定の効果は、令和5年4月1日の令和5年度予算発効時において効力を生ずる。

なお、契約の締結は、同日とする。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: HIRATA Yumi, Superintendent of Education, Gunma Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Basic Software License(Microsoft EES) for 4,936 staffs(4,936 Education Audiences)
- (3) License validity period: From April 1, 2023 to March 31, 2024
- (4) Fulfillment place: Budget and Facilities Division, Prefectural Board of Education
- (5) Dates of issue for tender documents: From February 1, 2023 to February 13, 2023
- (6) Submission deadline for application forms and attached documents regarding bidding qualifications: March 3, 2023 at 5:00 p.m.
- (7) Bidding deadline: March 14, 2023 at 10:00 a.m. (Postal submissions must be sent by registered mail and arrive by March 13, 2023 at 4:00 p.m.)
- (8) For further details, please contact: Budget and Facilities Division, Prefectural Board of Education, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-4545(Japanese language only)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
